

資料4-1 令和5年9月22日
第3回久喜市介護保険運営協議会

久喜市高齢者福祉計画・ 第9期介護保険事業計画 第2回資料（素案1） の修正箇所

※ページ番号については、本資料でのものとなっております。

令和6（2024）年3月



第2回資料（素案1）の修正箇所

- ・第1章 第6節に「2 SDGsの達成に向けて」を加えます。
→ 3ページ
 - ・第2章第4節の「第9期計画における課題」を繰り下げ、第5節とし、「(4) 介護人材確保及び介護現場の生産性向上」を加えます。
→ 6ページ
- ※ 第2章第4節には、「第8期計画期間における取組」を加えますが、その内容については、調整中のため、次回以降にお示しします。

2 SDGsの達成に向けて





SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) とは、「世界中の誰一人取り残さない」をテーマに、平成 27 年 9 月の国連サミットで 193 のすべての国連加盟国が合意した令和 12 年までに達成すべき課題と、その具体目標を定めたものです。



本市では、世界的な目標である SDGs を達成するための各種取組を推し進めていくことが必要であることから、令和 3 年 7 月 9 日に「久喜市 SDGs 取組方針」を定めました。

本計画でも、「久喜市 SDGs 取組方針」に基づき、「誰一人取り残さない」持続可能でより良い社会の実現を目指す SDGs の理念に資する取組みを推進します。

図表 本計画で取り組む目標

<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>目標 2 飢餓をゼロに</p> <p>飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>目標 3 すべての人に健康と福祉を</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>目標 10 人や国の不平等をなくそう</p> <p>各国内および各国間の不平等を是正する</p>
<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>目標 16 平和と公正をすべての人に</p> <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>

第5節 第9期計画における課題

高齢者、要介護者数等の推移動向、今後の施策二一ズ、第8期計画の実施状況、介護保険制度の改正等を踏まえ、第9期計画の課題を次のとおり整理します。

(1) 認知症の予防と共生のための取り組みの推進

認知症の人は後期高齢者人口の増加に伴って、全国的に増加が続くと見込まれています。令和7（2025）年にすべての団塊の世代が75歳以上となることで、後期高齢者人口及び認知症高齢者の増加が長期的に続く見込まれるため、認知症になっても安心して暮らし続けられる環境づくりが不可欠です。

高齢者実態調査の結果を見ると、認知症に関する相談窓口を知らない人の割合が74.3%となっており、認知症に対する市民の備えは十分とは言えない状況にあると考えられます。一方で、要介護認定調査でも、介護者が不安に感じる介護として「認知症状への対応」が第1位となっており、認知症への備えを強化することは、在宅での生活を継続するためにも重要な取り組みとなっています。

これまでも、記憶力チェック体験やオレンジカフェの開催等を通じて認知症の早期発見・早期対応に努めるとともに、認知症サポーター養成講座や認知症高齢者声掛け模擬訓練の実施、徘徊高齢者・障がい者探索システム事業の推進により、認知症の人を地域で見守る体制の構築を図ってきました。

今後も、厚生労働省が掲げる「認知症施策推進大綱」を踏まえつつ、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していく必要があります。

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の成立（令和5年6月）を契機に、国全体で認知症施策が推進されていくと見込まれることから、国や県の動向を把握しつつ、必要な施策を展開していくことが重要です。

(2) 在宅医療・介護の希望をかなえるサービスの充実

高齢者実態調査、要介護認定調査のいずれでも、自宅で医療や介護を受けたい人の割合が4割以上を占めています。在宅での生活を希望する人は多く、こうした希望をかなえる地域包括ケアシステムの推進・深化は今後も重要な取り組みの1つと言えます。

また、ケアマネジャーを対象とする調査では、訪問介護や訪問リハビリテーションなどの訪問サービス、夜間対応型訪問介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護などに不足を感じる回答者が多く、介護保険サービスの質的・量的確保が求められます。介護保険サービス事業所等との連携をさらに深め、市民が住み慣れた地域での暮らしを可能な限り続けられる体制の強化を図っていく必要があります。

本市ではこれまで、高齢者の生活支援のための事業として家族介護用品支給事業や配食サービス事業、訪問理容サービスなど在宅生活を支えるための事業を数多く展開してきたほか、介護保険制度に基づき各福祉サービスの確保を図ってきました。

さらに、地域包括支援センターを中心とする、市民に身近な地域における支援ネットワークを構築するとともに、在宅医療・介護連携推進会議や関係者研修会の開催、ケアパスシートや入退院支援ルールの作成などを行っています。

できる限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、在宅医療・介護連携推進事業を進めていくことが求められます。

(3) 高齢者による社会参加の機会の確保

核家族化が進行し、多様で便利なサービスが提供される現代においては、地域との結び付きが浅い傾向にあるほか、日常的に家族や地域の人との交流がなくても生活が成り立つようになっていきます。退職などを契機として人間関係が希薄化する高齢者は少なくなく、生活課題があっても周囲にサポートを依頼しにくい・依頼されにくい状態となっています。

このような中、高齢者実態調査でも、参加者として地域活動に「是非参加したい」あるいは「参加してもよい」と回答した人はそれぞれ9.5%、46.6%を占めているなど、半数以上の高齢者が地域活動への参加意向があっても参加できていないことがうかがえる結果となっていることから、生活支援体制整備事業等を活用し、市民が身近な地域で参加できる交流活動等をより推進していく必要があります。

本市ではこれまで、高齢者大学の開催や高齢者スポーツ・レクリエーション活動、彩愛クラブ等を通じて、高齢者の生きがいづくりや社会参加を支援してきました。

また、県やハローワーク等と連携して、高齢者の就労に関する情報提供等を行うなど、高齢者がその知識や経験を生かしつつ、活躍できる場につなげていくことで、地域全体の活性化に寄与するとともに、高齢者自身にとって健やかな心身をつくることになると考えられます。

(4) 介護人材確保及び介護現場の生産性向上

介護サービス事業所調査の結果、過去1年間の人材確保の状況を見ると、「多少不足している」、「不足している」と回答した事業所が合計51.7%と半数を超えています。

今後も高齢者人口の増加とともに、要介護認定者が増加する見込みのため、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保が急務となっています。

介護人材の確保及び介護現場の生産性向上に向けて、国や県の動向を注視しつつ、本市としても、取り組みを進めていく必要があります。